

市議会定例会開催のお知らせ

平成21年第一回福生市議会定例会は、3月3日(火)から30日(月)までの予定です。

また、本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。



市議会「インターネット中継」にアクセスして、ご覧ください。

問合せ 議事事務局庶務係 551・1523

日米交流合同音楽会のお知らせ



横田基地の設置・運用について、周辺住民の皆さんに理解していただくために、地域のスポーツ・文化等の地域振興に寄与し、横田基地周辺住民と横田基地との相互理解を深めることを目的に、「日米交流音楽会」を開催します。

田演 福生吹奏楽団、福生高等学校吹奏楽部、福生第一中学校吹奏楽部、米国空軍太平洋音楽隊「アジア・パシフィック・トレンズ」、ヨクタ・ハイスクール・バンド

3月は納税推進強化月間です

3月を納税推進強化月間として滞納処分を強化します。また、市税等を滞納し督促及び催告にもかかわらず、納付されない方の自宅等に夜間・休日に訪問し、生活や財産の状況の調査を兼ねて滞納市税等の催促を行います。

事前の電話予約も可能です。詳しくはお問い合わせください。

実施日 4月6日(月)から 場所 東京法務局西多摩支局 常駐日 毎週月曜日(祝日は除く)

時間 午後1時30分～4時(相談の最終受付は午後3時30分) ※相談無料・秘密厳守

問合せ 東京法務局西多摩支局(人権相談係) 551・0937

納税のお知らせ 注意 平成20年度分の市税等の納期限は平成21年3月2日です。

市・都民税(第1期～第4期)、固定資産税・都市計画税(第1期～第4期)、軽自動車税、国民健康保険税(第1期～第8期)、介護保険料(第1期～第8期)、後期高齢者医療保険料(第1期～第8期)

納め忘れの場合は早急に納めてください。納期限を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

加入コース・会費

【Aコース】1,000円 【Bコース】500円 ※大人も子どもも同額です。

納税相談は随時受け付けています。病气や事故、経済的な理由で納期限内の納税が困難な場合は、そのままにせず早めに収納課窓口で納税計画についてご相談ください。

相談には家計の収支状況等が分かる資料をお持ちください。

資料の例 ①全ての預金通帳 ②給料明細 ③公共料金の支払票 ④住宅ローン返済票 ⑤不動産賃貸借契約書 ⑥借入金明細書と返済払込票 ⑦家計簿 ⑧その他収支のわかる資料

問合せ 収納課 551・1578

交通災害共済に加入し、平成21年度の受付を行なっています。



町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金を受けられる制度です。

前年度からの変更点

見舞金額が変わりました。10等級制から6等級制になりました。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿

縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます。



納税者の方が他の土地や家屋の価格との比較をして、自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

縦覧

縦覧できる方 納税義務者及び同居の家族、借地借家人、または納税義務者から委任、代理人の委任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)。

縦覧方法 縦覧期間中の縦覧、手数料 縦覧期間中の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧は無料となります。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

縦覧・閲覧場所

縦覧・閲覧場所 市役所課税課窓口に

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。

年金だより

付加年金をご存じですか?

国民年金には、月々の定額保険料に400円の付加保険料を加えて納付することにより、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。

付加年金の受給額は200円×付加保険料納付月数として計算されますので、例えば、10か月付加保険料を納付すると、200円×10か月=2,000円(年額)が付加年金として支給されます。

なお、付加保険料は国民年金第一号被保険者の方(保険料の免除を受けている方及び国民年金基金加入者の方を除く)のみ、申込みができます。

付加保険料は、申込みをされた月分からの納付となります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 551・1670

裁定請求書の事前送付を行なっています

社会保険庁では、皆さんの年金加入記録を基に受給資格の確認を行ない、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金保険の加入期間が12か月以上ある方)には60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方及び60歳から64歳の方であって、すでに受給権が発生しているが未請求である方には、65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りしています。

年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付されるリーフレット「年金の手続きをされる皆様へ」に記載されている必要書類をご用意のうえ、早めに年金の請求を行なってください。

問合せ 青梅社会保険事務所 0428・30・3413 または 「ねんきんダイヤル」 0570・05・1165

※IP電話・PHSからは 03・6700・1165

